

必携

学生団体に所属する皆さんへ

慶應義塾大学 学生総合センター

この冊子は、塾生の皆さんが学生団体の一員として活動する上での諸注意や、各種手続きについて掲載しています。回覧するなどして必ず会員に周知してください。

Webサイトでも閲覧が可能です。http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/dantai/



I. 学生団体の公認審査に関する注意事項 (P. 2~5)

1. 公認申請手続きについて
2. 会長について
3. 学生責任者について
4. 会員について
5. 活動内容について
6. その他

II. 課外活動上の留意事項 (P. 6~11)

1. 学内諸規則について
2. 不適切な行為への対処について
3. 飲酒について
4. 早慶戦前夜および当夜の行動について
5. 学園祭における注意事項について
6. 学生団体に対する出演依頼について
7. 学生団体による旅行の主権について
8. 練習・合宿等の活動について
9. 活動中の事故について
10. 定期健康診断の受診、感染症の予防について

III. 学生団体の諸手続きについて (P. 12~15)

1. 学外での諸活動について (学外行事届, 海外活動申請書の提出)
2. 学生責任者の交代について (学生責任者変更届の提出)
3. 会長の交代 (代行) について (会長変更届の提出)
4. 教室使用について
5. 「日吉藤山記念館大会議室」の使用について
6. 「日吉塾生会館」等諸施設の使用について
7. 食堂ホールの利用について
8. 学生団体ルーム (部室) の使用について
9. 体育施設について
10. キャンパスへの車両入構について
11. 掲示物の掲出, 印刷物配布などについて
12. 学生団体宛郵便物の取り扱いについて
13. 各種証明書の発行について

IV. トラブル発生時の連絡体制 (P. 16)

I. 学生団体の公認審査に関する注意事項

以下に公認審査に関する注意事項をまとめましたので、各学生団体は必ず確認してください。

1. 公認申請手続きについて

2019年度の公認申請スケジュールは下記のとおりです。

<スケジュール>

種別 時期	新規公認申請予定 の未公認団体	前年度（2018年度） 公認団体	全慶連および上部・ 福利厚生等の学生団体	ゼミナール 委員会
3月下旬～ 4月上旬	関係資料配布		関係資料配布	
4/22(月)～ 4/26(金)※①	書類提出 (提出書類10点)		書類提出 (提出書類7点)	
5月下旬	面接審査	※下記②	※下記②	
7/1(月)	審査結果通知 (学生総合センターより郵送)			

※① 所属するキャンパス、連盟などにより異なる。詳細は塾生Webサイトを参照してください。

※② 継続団体については、特に問題のない場合は書類審査のみとします。指導、処分を受け経過観察中の団体と、その他必要性が認められる団体には面接審査を実施します。面接審査対象の団体へは、申請書類提出受付後に追って通知します。

- ・ ③ 新年度に「**休会**」または「**廃会**」を予定している学生団体は、4月末日までに活動拠点を置くキャンパスの学生生活担当へ申し出ること。
- ・ ④ 新規公認申請を予定している未公認学生団体は、申請条件を満たしているか事前に確認しておくこと。

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/dantai/index.html#anchor04>



2. 会長について

会長は慶應義塾大学の教授、准教授またはこれに準ずる**専任の教員**でなければなりません。会長とは日頃から連絡を取り合い、会長が退職あるいは休職や留学等により指導・監督ができない場合には、別の教員に会長を依頼する、もしくは不在期間のみ会長代行を依頼してください。

会長の変更または代行を立てるにあたっては、「**学生団体会長変更届**※」に必要事項を記入し、速やかに拠点を置くキャンパスの学生生活担当窓口へ提出しなければなりません（会長代行期間が終了した場合も変更届の提出が必要です）。→ P.12 参照

なお、教員1名あたりの**会長兼務**は3団体までとなりますので注意してください。

※用紙は「学生団体活動支援システム」からダウンロードしてください。

3. 学生責任者について

学生団体は、その運営を統括する代表者として「学生責任者」を1名置かなければなりません。学生責任者は、会員と活動の安全確保に努めるほか、会長・大学との連絡窓口となる重要な役職です。学生責任者の条件は次のとおりです。

➤ 慶應義塾大学の学部生（正規生）であること。

また、学生責任者が交代する場合、「学生責任者変更届」の提出が必要です。各種資料の引き継ぎを行い、会長の承認を得た上で提出してください。→ P.12 参照

会長および学生責任者は、団体を安全に運営する責任があり、活動中およびそれに付随する準備、移動、飲食、宿泊中など、常に会員と周囲の安全に配慮しなければなりません。

これが不十分であったがために事故が発生した場合、「安全への配慮を怠った」として、会員やその保証人（保護者）、被害者等から、**法的／道義的責任を問われる可能性もあります。**会長、学生責任者、そして会員が相互に連携し、事故を未然に防ぐよう最大限努めてください。

4. 会員について

学生団体の正会員は、**慶應義塾大学の学部生に限ります。**ただし、大学院生、通信教育課程在學生は準会員、塾員は特別会員とすることができます。

会員有資格者	会員資格なし（参加不可）
学部生（正会員） 大学院生（準会員） 通信教育課程在學生（準会員） 別科・日本語教育研修課程学生（準会員） 特別短期留学生（準会員） 塾員（特別会員）	左記以外の者すべて

他大学生をはじめ、上記以外の個人は会員として一切認められません。**会員資格のない個人が活動に参加することを厳禁します。**万一、他大学の学生等の個人が活動に参加し、事故により負傷等した場合、本塾が加入する「学生教育研究災害傷害保険」は適用されません（対象は塾生のみ）。

ただし、他大学に所属し、公認、指導、監督を受けている団体と合同で活動することは、可能です。その際、義塾側の団体はその都度「学外行事届」の提出等、必要な手続きを行うとともに、相手側の団体も所属大学において所定の手続きを行い、万が一の際には所属大学加入の保険が適用されるようにしてください（塾生に他大学加入の保険は適用されません。同様に、他大学生に義塾加入の保険は適用されません）。

保険に関しては、P.10 の“「学生教育研究災害傷害保険」について”を参照してください。

5. 活動内容について

活動内容について以下の事態が認められた場合、公認することはできません。

- ① 活動の内容が学外団体の支部と考えられるもの。
- ② 活動による収益が、一部でも会員個人に配分されている場合や、特定の団体に不当に支払われている場合。
- ③ 活動目的とは全く異なる活動を行っている場合。

注：公認後にこれらの実態が明らかになった場合、【解散】【公認取り消し】【活動停止】も含めた必要な措置を講じます。

6. その他

例年、卒業式後、新入生歓迎期、早慶戦前夜および当夜、三田祭期間中および夏季・春季休校期間中の合宿等において、一部の塾生がトラブル（騒ぎや器物破損等）を引き起こしています。また、飲酒に起因する事故も生じています。

不適切な行為におよぶ団体、個人には、大学として厳正に対処しますので十分留意してください。

(参考) 各種募集・行事・設置科目のお知らせ

学生総合センターでは、【塾長賞】及び【小泉体育奨励賞】の候補者募集、【塾長杯ソフトボール大会】また、塾生限定企画などを運営しています。参考までにその概要を以下に記します。詳細は各キャンパスの学生生活担当へ問い合わせてください。

◎塾長賞

塾長賞は、学生の広範な活動のうち、正課の学業や体育活動とは別に、学術・芸術・社会活動・文化活動等の多様な分野において塾生の範となる優れた業績もしくはこれに準ずるものに与えられます。例年、募集開始は10月中旬頃、応募期限は翌年1月中旬頃となっています。日程等の詳細は塾生Webサイト（学生生活「ニュース」）や掲示板で周知します。

◎小泉体育奨励賞

小泉体育奨励賞は、人物が優秀、かつ健康であり、スポーツを通じて義塾の名声を高めた体育会以外の団体または個人を表彰するものです。例年、募集開始は10月中旬頃、応募期限は11月下旬となっています。日程等の詳細は塾生Webサイト（学生生活「ニュース」）や掲示板で周知します。

◎学生総合センター企画

塾生同士や教職員との交流の幅を広げるために、学生総合センターは各種企画を用意しています。これまでは「スキー・スノボの集い」、「福澤諭吉先生ゆかりの地を旅する～中津・長崎～」などの企画を開催してきました。大学公式イベントですので、時期が近づきましたら、是非塾生Webサイト（学生生活「イベント」）や各地区掲示板にて確認してみてください。

◎塾長杯ソフトボール大会

塾長杯ソフトボール大会は、塾生の体力増進や塾生間の交流を深めることなどを目的に開催されています。

大会は、全ての学部生・大学院生が対象の【全塾予選】と、学部予選や全塾予選を勝ち抜いたチームによる【本選】の2つに分かれます。例年、全塾予選は9月上旬、本選は12月上旬に開催しています。

日程や参加チーム募集等の詳細は、以下のWebサイトでお知らせします。

【塾生Webサイト（学生生活「イベント」）】

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/event/index.html>



◎学生総合センター設置科目「大学生生活における責任と危機管理」

大学生生活を送る中には、様々なトラブルが潜んでいます。この科目では特に学生が巻き込まれやすいトラブルを取り上げ、各分野の専門家が解説しています。最終テストを含め、オンデマンドでの受講となるため、教室での講義は行いません。いつでも気軽に受講できます。

また、「気品の泉源 知徳の模範」という章も用意しています。義塾の創設者である福澤諭吉先生の人物像、理念等をシンプルに説明している章です。この授業を通して、塾生としての気品を学び、塾生としての誇りを持ち、安全に大学生生活を送ってください。

授業で取り上げるテーマは下記の通りです。シラバスにはテーマの他、授業に関する詳細が書かれていますので、検索してみてください。検索の際には、地区を「三田」、科目設置学部を「諸研究所－学生総合センター」と指定してください。

テーマ一覧	
<p>■「気品の泉源 智徳の模範」 看護医療学部 教授 山内 慶太 福澤研究センター 准教授 都倉 武之</p>	<p>■大学生のメンタルヘルス －ストレスとうまくつきあうために 環境情報学部 教授・医師 濱田 庸子</p>
<p>■飲酒事故予防のために 保健管理センター 教授・医師 横山 裕一</p>	<p>■インターネットリテラシー 理工学部 情報工学科 准教授 金子 晋文</p>
<p>■薬物乱用と問題使用 保健管理センター 准教授・医師 西村 由貴</p>	<p>■生活習慣病の予防のために 医学部 内科学教室 専任講師（学部内）・医師 神田 武志</p>
<p>■マインド・コントロール 立正大学 心理学部 教授 西田 公昭</p>	<p>■ハラスメントのないキャンパスを －快適で充実した学生生活をおくるために アップル法律事務所 弁護士 矢田部 菜穂子</p>
<p>■“ブラックバイト”の被害に遭わないために －労働法から見たアルバイト労働 法学部 法律学科 教授 内藤 恵</p>	<p>■性の健康管理 国立国際医療研究センター 国際診療部 看護師／特任研究員 堀 成美</p>

*履修の可否や条件については『履修案内』を確認の上、不明点があれば所属学部の学事担当窓口にお問い合わせください。授業内容・履修方法については三田学生部学生生活支援担当までお問い合わせください。

Ⅱ. 課外活動上の留意事項

学生団体が学内外において活動するうえで、下記の事項には特に留意してください。

1. 学内諸規則について

大学にはさまざまな規則があり、学生団体はこれらを遵守しなければなりません。学生団体に特に関係ある規則としては、次のようなものがあります。

1) 学部学則第183条

- ① 学生の組織する学術、教養、体育および各方面の団体中適当なものは、これを公認する。
- ② 公認団体の長は、専任の教授、准教授またはこれに準ずる者とする。

2) 学生の団体、集会および掲示等に関する規程

第1条 学内団体は、本塾の教育目的に添い、かつその実現に寄与する機能を具備するものであって学生生活、学問、文化および体育に関する学生の自治団体、教養団体および体育団体等をいう。

第2条 学生が学内において団体を組織するときは、所定の書式に必要事項を記入し、団体に関する規約、役員名簿各2通を添付して塾長宛に届出るものとする。

第3条 塾長は学内団体で特に本塾教育目的の実現に寄与するものと認めたものは、これを学内公認団体として便宜を与える。

第4条 学生および学内団体が学内もしくは学外において集会しようとするときは、所定の書式に必要事項を記入し、原則として4日前に届出て塾長の許可を受けなければならない。

第5条 学生および学内団体が学内もしくは学外において、署名運動、資金募集、投票、掲示、ビラ配布、物品販売等の行為をしようとするときは、その旨学生部長に届出てその指示を受けなければならない。

第6条 学内団体が第1条の趣旨にもとるとき、または学生部長の指示に違反したときは、塾長は公認取消、便宜供与の停止、団体の解散、掲示不許可その他適当な措置を命ずることができる。

3) 大学（三田）学生団体ルーム等使用管理規程（三田キャンパス担当窓口で閲覧可能）

※上記以外にも、学内申し合わせや大学施設管理上のルールが設けられていますので、詳細は各キャンパス学生生活担当窓口にお問い合わせください。

2. 不適切な行為への対処について

学内諸規則や各種法令等に反する行為、あるいは学生団体として相応しくない行為等が認められた場合、大学として指導を行うほか、必要に応じて【解散】【公認の取り消し】【活動停止】などの措置を講じます。

また、不適切な行為に関わった学生個人ならびに、必要な指導・措置を怠った学生責任者個人の行為についても、所属学部に通告し、指導・処分を求めます。

3. 飲酒について

近年、慶應義塾では飲酒により塾生の命が失われる痛ましい事故が複数件ありました。全国の大学で起こっている飲酒死亡事故の多くは、「イッキ飲み」などによる急性アルコール中毒がその原因です。

場を盛り上げるために集団で掛け声をかけて飲酒をあおる行為（いわゆる“コール”）や、それに応えるイッキ飲みなどの過度な飲酒は**大変危険**です。また、そうした飲み方をしていなくても、体調によっては危険につながることもあります。新歓コンパや合宿時など、サークルの懇親会で酒を伴う会合を行うにあたっては、以下のURLを参照して飲酒に関する正しい認識を持ってください。



また、言うまでもなく**未成年者の飲酒は違法**であり、することもさせることも許されません。慶應義塾は不適切かつ危険な飲酒行為に対し、断固たる態度で臨みます。

①【重要】飲酒に関する注意喚起（塾生サイト 学生生活Webサイト）

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/life/dantai/inshujikotaisaku.html>

①



②



② 急性アルコール中毒予防について（保健管理センターWebサイト）

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/health/health/attention/alcohol.html>

4. （東京六大学野球）早慶戦前夜および当夜の行動について

東京六大学野球リーグ戦の最後を飾る早慶戦が春季は6月1日（土）～2日（日）、秋季は11月2日（土）～3日（日）に行われる見込みです。早慶戦は伝統ある全塾行事です。神宮球場で大いに声援を送ってください。

しかし例年、銀座・渋谷・日比谷・明治神宮野球場周辺などで前夜および当夜のコンパに伴う事故がしばしば発生しています。特に、明治神宮野球場周辺における**徹夜での場所取り**、**器物の破損**、**深夜におよぶ騒音**など、塾生の行為が近隣住民の方々に多大な迷惑をかけているほか、塾生が酔った勢いで重傷を負う例も報告されています。警察をはじめ関係機関、近隣住民の方々からの抗議・苦情が大学に多く寄せられています。それらの行為により発生した損害については、当事者自身の責任において解決されなければなりません。

毎年、早慶戦支援委員会の学生が諸君の安全を図るため各所において警備を行っています。しかし、彼らも同じ塾生であり、その努力には自ずと限界があります。迷惑行為を厳に慎むことはもちろんですが、塾生相互においてもそのような事態の防止に努めてください。

これらの事情を考慮のうえ、気品ある塾生としての自覚を堅持するよう強く求めます。

5. 学園祭における注意事項について

学園祭（三田祭、四谷祭、矢上祭、七夕祭、秋祭、芝共楽祭）への参加にあたっては、各実行委員会が定めたルールを遵守するとともに、近隣住民および地域商店街の方々への配慮に欠ける行為は厳に慎んでください。道幅に広がり大声で話しながらの歩行や、児童公園等公共の場所での宴会・ゴミの投棄は近隣住民の方々への多大な迷惑となります。出店に伴う釣銭用意を目的としたゲームセンター等での両替行為は、お店に対する営業妨害となり、法律で罰せられる可能性もあります。

6. 学生団体に対する出演依頼について

学生団体に対しイベントの出演依頼等があった場合、学生団体の活動として相応しい内容か精査し、契約を交わしてから出演することを推奨します。依頼主や主催者、イベント内容についてきちんと確認しないまま引き受け、トラブルとなるケースも少なくありません。

7. 学生団体による旅行の主催について

資格のない者が旅行を企画し、参加者を募集することは法律により規制されています。学生団体がこれを行うことは法に触れるだけでなく、学生団体の活動範囲を逸脱するものであり、事故等が生じた際の責任も大きいので、大学としてもこれを厳禁します。

観光だけでなく、フィールドワーク、ボランティア、社会貢献等を目的としたものであっても同様です。

8. 練習・合宿等の活動について

活動中はもとより、移動中や宿泊中など、学生団体として行動する際は常に会員と周囲の安全に配慮してください。会員ひとりひとりの心がけはもちろんのこと、**特に学生責任者にはその責務がある**ことを肝に銘じてください。

1) 音出しについて

音や声の出る活動（楽器練習、かけ声・笛など）が、授業、試験および研究の妨げとならないよう厳に注意してください。指定された練習場所を使用している場合でも、音や声の出る活動をする場合は窓、扉を開放しないでください。

また、近隣住民の生活の妨げになることもありますので、十分に注意してください。活動時間については、指定された時間を厳守してください。

2) 学外での行動に関する注意

大学付近・電車内・河川敷グラウンドへの往復時など、集団での移動に関して多数の抗議、苦情が大学に寄せられています。また、移動中だけでなく練習場所付近でのマナーの悪さなども指摘されています。なかには、「KEIO」等のロゴが入ったカバンやパーカーなどを身に着けながら、堂々と迷惑行為に及んでいるケースも見受けられます。

集団になった途端、気を大きくして傍若無人に振る舞うことは、およそ塾生として恥ずかしい行動です。各学生団体にあっては特に下記の点に留意し、迷惑行為は厳に慎むよう、会員全員が徹底してください。

- 歩道や通路に広がって歩かない、あるいは周囲の通行を妨げるように屯(たむろ)しない
- ラケットや大きなバッグを持つ際は、他人にぶつからないよう留意する
- 電車の扉付近に集団で滞留しない
- 特に電車内や、夜間の歩行中などは静粛を保つ
- 路上や練習場付近に、用具、器具等を放置しない（事故の原因となる）
- 活動中に出了たゴミは持ち帰る

* 実際に大学へ寄せられた苦情に基づく注意です。

3) SNS上での発言に関する注意

軽率な発言によって、大きなトラブルにつながるケースが散見されます。SNS上の書き込みに対する苦情が大学に多数寄せられています。場合によっては違法行為となるケースもあります。一度発信した内容は完全に取り消すことはできませんので、自分の発言に十分責任を持ってください。

4) 公道上での集合・解散の禁止について（**路上駐車禁止**）

合宿等の際、キャンパス周辺の公道上にバスや自家用車を駐車して集合・解散するケースが見受けられます。「駐車禁止場所での駐車」は危険かつ法律に違反する行為であり、絶対にやめてください。また、駐車が禁止されていない場所でも、車両のアイドリングによる騒音や排気、出発を待つ塾生による騒ぎ声やゴミの放置などについて、苦情が寄せられています。


公道上では集合・解散をせず、民間の駐車場などを利用してください。

※たとえ駐車場内でも、周囲に迷惑をかける行為は厳に慎んでください。

5) 学外行事届について

公認学生団体が塾外で活動（日常練習含む）を行う場合、**学外行事届を事前に必ず提出しなければなりません**。危機管理上不可欠な届け出ですので、遵守するよう徹底してください。

なお、体育会（本部、各部、所属団体）については、体育会事務室にて所定の手続きをとってください。

入手方法	学生団体活動支援システムより出力 https://studentlife.gakuji.keio.ac.jp	
対象の団体	全ての公認学生団体 *体育会（本部、各部、所属団体）を除く	
対象の活動	義塾敷地外で行う、学生団体による全ての活動 *練習／合宿／試合／演奏／発表／公演／フィールドワーク／登山など全て	
提出先	活動拠点を置くキャンパスの学生生活担当窓口 *「学生団体活動支援システム」よりPDF出力される 参加者名簿を添付のこと 。	
提出期限	活動日（もしくは出発日）の4日前 *土・日・祝日、義塾が定める休日を除く4日前	
備考	① 提出には会長の署名・捺印が必須。日頃から会長と連絡を密にとること。 ② 塾外での活動の度に提出すること。件数が多い場合は、一週間分や一ヶ月分など、詳細を別紙にまとめて一括での提出も可。 ③ 登山に際しては詳細な計画書を添付のこと。 ④ 2017年度から、学生責任者は「学生団体活動支援システム」より届出を作成し、学生生活担当窓口にて提出することが可能となりました。操作方法などについては、システムHPに掲載されているマニュアルを参照してください。	

事前に届け出ることによって初めて、その活動は「学生団体の課外活動」となります。塾生は全員、義塾が保険料を負担し「学生教育研究災害傷害保険」に加入していますが、学外行事届が未提出の状態ですら事故により負傷等した場合、**保険金は支払われません**。

提出を怠った学生責任者に対し、ケガをした塾生本人やその保証人（保護者）等から、責任を追及される可能性も有り得ますので、十分留意してください。「届け出るべきことを知らなかった」との言い訳は通用しません。

適正な届け出を行わない団体には、厳正に対処します。

9. 活動中の事故について

1) 事前の注意

事故が起きれば訴訟問題となる可能性もあり、その場合、**会長や学生責任者の日常の指導と注意義務が問われることとなります**。事故を未然に防ぐよう、以下の点に留意してください。

- ① 行事を企画するにあたり、無理のない計画かどうかを確認し、会長ともよく連絡をとり、事故を起さないよう万全の注意を払ってください。
- ② 試合、合宿、行事等の前には、安全対策について十分に検討してください。
- ③ 活動中の事故等により会員が傷害や賠償責任を負うケースに備え、団体単位または個人単位で任意保険に加入することを強く推奨します。事前に補償内容（適用対象となる行為や範囲等）をよく確認し、特に危険度の高いスポーツ等を行う団体は注意してください。
- ④ 事故が起きたときの連絡、対策などが適切に処理できるよう、事前に確認してください。問題が生じた際は巻末のフローに則り迅速に**会長へ報告を行い**、指示を仰ぐとともに、**各キャンパス学生生活担当へ必ず連絡**してください。学生生活担当に繋がらない場合は、大学警備室（信濃町は防災センター、芝共立は中央管理室）まで、連絡してください。
→ P.16（巻末）参照
- ⑤ 危険性の高いスポーツ等を行う団体では、団体単位で**スポーツ傷害保険（賠償責任保険を含む）**などへ加入することが望まれます。
- ⑥ 行事、合宿等で自動車を使用する場合は、安全運転を心掛けてください。

2) 「学生教育研究災害傷害保険」について

活動中の事故に起因する補償は、自己責任（任意保険への加入等）での対応が原則です。しかし義塾では塾生の教育研究活動中や通学中、および学校施設等相互間の移動中における不慮の傷害に対応する「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）に加入しており、条件を満たせば所定の保険金が支払われます。課外活動の際には、以下の点に留意して手続きしてください。なお、賠償責任には対応していません。

- ① 学外における練習、集会、合宿、演奏会、旅行、試合、登山等の諸行事についてはその活動開始の**4日前**（土日祝および義塾の定める休日を除く）までに**学外行事届**（P. 9 参照）を提出してください。提出されていない場合、保険の適用は受けられません。
- ② 事故が起きてしまった場合は、**事故発生より30日以内に自身で保険会社へ事故通知**をしなければなりません。事故通知の方法およびその後の手続きについては、「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」（学生生活担当窓口に備付）を参照してください。

3) その他

- ① 構内でのケガや急病等の場合、**保健管理センター**で応急処置が受けられます。

開室時間 平日 8:30～17:00（湘南藤沢は 9:00～17:30）

* 土・日・祝日は閉室。ただし、補講がある土曜日は開室（矢上、芝共立、信濃町を除く）。閉室の場合は大学警備室（信濃町は防災センター、芝共立は中央管理室）へ連絡してください。また、以下の「救急医療機関の案内」も参考にしてください。

救急医療機関の案内 → 24時間対応で時間外診療可能な医療機関を案内してくれます

- 東京都内 救急相談センター※ #7119 （携帯電話、PHS、プッシュ回線対応）
- 横浜市内 横浜市救急医療情報センター※ #7119 または 045-232-7119
- 藤沢市内 ふじさわ安心ダイヤル24 0120-26-0070

※東京都内限定で、#7119は救急車を呼ぶべきか判断に迷った時に24時間年中無休で、医師・看護師・救急隊経験者等の相談医療チームが救急相談・医療機関案内をしています。横浜市では看護師が緊急性や受診の必要性についてアドバイスします。

- ② 学内で盗難が頻発し、次のような事例が多数報告されています。貴重品や現金は常に身につけてください。

- メディアセンター（図書館）で席を離れた際に鞆から財布を盗まれた。
- 休み時間に荷物を放置していたら、財布または荷物ごと盗まれた。

また、塾生会館（日吉）や学生団体ルーム（三田）において、荷物の放置が目立ちます。各学生団体は貴重品に限らず、きちんと管理してください。



10. 定期健康診断の受診，感染症の予防について（保健管理センターからのお知らせ）

1) 定期健康診断の受診について

会員は日頃の練習・合宿等で他の会員と団体生活を共にする時間が長くなります。他の会員に迷惑をかけることのないよう、保健管理センターが毎年行っている定期健康診断を必ず受診し、自分自身の健康には万全の注意を払いながら活動してください。

また、対外試合の出場の際に健康診断書の提出が求められることがあります。保健管理センター実施の定期健康診断を受けていない場合、健康診断書は発行されません。

スポーツ団体は、保健管理センターでの健康診断以外にも毎年会員の健康チェックを実施し、事故のないよう十分気を配ってください。

2) 学校感染症の届出について

○集団生活と感染症

集団感染を回避しながら団体活動を継続するためには感染を持ち込まないように、それぞれが自覚を持って行動することが第一です。また、集団感染発生時はなるべく早い時点で把握することが重要になります。目安として同一団体でほぼ同時期（通常の潜伏期間から推測してインフルエンザの場合は2，3日以内）に2名以上の罹患者がみられた場合は集団感染が発生している可能性が高いと考えられ、感染拡大防止に向けて対応が必要です。

○集団感染が疑われる場合には

ほぼ同時期（インフルエンザの場合は2，3日以内）に2名以上の感染症罹患者がみられた場合には、

- ・学生責任者は、早めに各地区保健管理センターに報告、相談し、今後の活動について助言をもらってください。
- ・会員に、体調チェックを指示し、体調不良者は集団活動に出席させず、速やかに受診するよう指導してください。
- ・感染者には、保健管理センターへ「感染症登校許可証明書」の提出を指示してください。
ダウンロード先：<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/assets/files/student.pdf>
- ・合宿所、学生寮、プール、練習場での集団感染については、管理人（管理会社等）にも速やかに報告してください。

* 学校感染症の種類は保健管理センターWEBサイト (<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/report-list.html>)、または公益財団法人日本学校保健会の学校において予防すべき感染症の解説 (<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>) をご参照ください。

■保健管理センター Web サイト

<http://www.hcc.keio.ac.jp/>



Ⅲ. 学生団体の諸手続きについて

1. 学外での諸活動について（学外行事届、海外活動申請書の提出）

学外における練習、集会、合宿、演奏会、旅行、試合、登山等の諸活動については必ず事前に学外行事届（P.9 参照）を提出してください。活動中にケガ等を負った際の保険金請求要件になるほか、危機管理上、重要な届け出です。

なお、海外での行事等については「海外活動申請書」の提出が必要です。「学生団体活動支援システム」にて作成し、各キャンパス窓口へ提出してください。渡航1ヶ月前までに申請してください（国内の学外行事届とは別途）。

2. 学生責任者の交代について（学生責任者変更届の提出）

公認学生団体の学生責任者が交代する場合、事前にその旨を届け出なければなりません。定期での代替わり、任期途中での交代など、変更がある場合は必ず「学生責任者変更届」を提出してください。交代に際しては、本冊子の譲渡など、引き継ぎを確実に行ってください。

提出先	拠点をおくキャンパスの学生生活担当窓口
手続き方法	① 「学生団体活動支援システム」から「学生責任者変更届」と「飲酒事故防止誓約書」をダウンロード ② 必要事項を記入し、会長の承認を得る（会長の署名・捺印必須） ③ 上記窓口へ提出
提出期限	交代の前

3. 会長の交代（代行）について（会長変更届の提出）

公認学生団体の会長が交代する場合、事前にその旨を届け出なければなりません。退職、転出など、変更がある場合は必ず「会長変更届」を提出してください。

なお、会長の留学等で日常的な指導、監督が困難な場合、6ヶ月以内に限り「代行」を立てることが可能です。その際も、同様の手続きをとってください。兼務は3団体までです。

※体育会各部（所属団体含む）は体育会事務室で所定の手続きをとってください。

提出先	拠点をおくキャンパスの学生生活担当窓口
手続き方法	① 「学生団体活動支援システム」から「会長変更届」をダウンロード ② 現会長・新会長双方の署名・捺印を得る ③ 上記窓口へ提出
提出期限	交代の前

警告：署名及び印章の偽造について

署名・印章の偽造及び、偽造された書類の行使は犯罪です。「私文書偽造等」、「偽造私文書等行使」、「詐欺」などの罪に問われる行為であり、法的にも道義的にも許されません。2014年、当該行為を行った塾生個人および団体に対し、厳しい処分を科しました。同様の行為が確認された場合、今後も厳正に対処します。諸君には、慶應義塾生として自覚ある行動を求めます。

4. 教室使用について

キャンパス	使用時間・申請期間
三田	【使用時間】 平日・土曜 9:00~20:00 * 原則として日曜・祝日・義塾の定める休日・試験期間・授業期間外は使用不可 【申請期間】 使用希望日の2週間前から2日前まで
日吉	【使用時間】 平日・土曜 9:00~20:00 * 原則として日曜・祝日・義塾の定める休日・試験期間・一斉休暇（8月下旬、年末年始）・入学試験期間（2月中旬）などは使用不可 【申請期間】 使用希望日の4日前まで（前月の25日頃から申請可能）
信濃町	【使用時間】 詳細は信濃町学生課 学生生活担当窓口にて確認 【申請期間】 使用を希望する前月の1日~当日まで
矢上	【使用時間】 平日・土曜 9:00~20:00 * 原則として日曜・祝日・義塾の定める休日・試験期間・授業期間外は使用不可 【申請期間】 使用希望日の1ヶ月前から当日まで
湘南藤沢	【使用時間】 詳細は湘南藤沢事務室 学生生活担当窓口にて確認 【申請期間】 使用希望日の1ヶ月前から1日前まで
芝共立	【使用時間】 詳細は芝共立学生課 学生生活担当窓口にて確認 【申請期間】 使用希望日の4日前まで

◇教室使用・教室使用申請における諸注意（詳細は各学部の履修案内を参照してください）

- ① 【申請期間】における「2日前」や「4日前」の記述は、土・日・祝日、義塾が定めた休日、一斉休暇を除きます。これを踏まえずに申請してくるケースが目立ちますが、これらについては一切受け付けません。
- ② 教室使用申請が増える学期始めや学園祭前などは、早めに申し込んでください。ただし、学期始めについては申請期間内であっても、正課の時間割が確定していない場合は申請を受け付けません。
- ③ 申請時、もしくは後日発行される「許可証」・「申請者控え」等は必ず受け取り、教室を使用する際に携行してください。
- ④ 認められた使用時間を守り、次の授業や、次に使用する団体に迷惑をかけないように、清掃ならびに机等の原状回復を行ってください。
- ⑤ 申請書の書き方等、手続きについて団体内で引き継ぎを行ってください。
- ⑥ 信濃町キャンパス内の施設利用は、信濃町キャンパス所属の学生団体のみ利用可能です。

5. 「日吉藤山記念館大会議室」の使用について

〔藤山記念館大会議室（収容66人）〕 使用時間 9:00~20:00

日吉学生部 学生生活担当窓口で仮予約した後、使用希望日の4日前までに会長が署名・捺印した申請書を提出してください。

6. 「日吉塾生会館」等諸施設の使用について

塾生会館運営委員会管轄の諸施設および藤山記念館学生集会室の使用については、冊子『塾生会館への案内』を参照してください。『塾生会館への案内』は塾生会館受付にあります。

その他の施設としては、協生館地下2階に公認学生団体が練習などに使用できる「協生館学生団体スペース」と、第4校舎B棟地下1階に「グループ練習室」があります。こちらの使用については別途、日吉キャンパスWebサイトを参照するか、日吉学生部 学生生活担当窓口にお問い合わせください。

7. 食堂ホールの利用について

—三田キャンパス—

〔山食，生協食堂，ザ・カフェテリア〕

1. 学生部の教室貸出担当にて、希望日時の空き状況を確認。
 2. 空きがあれば「学生食堂使用願」を教室貸出担当に提出（この時点では予約未成立）。
 3. 利用日の2週間前までに食堂の事業者へ直接連絡し、会場確保と料飲発注（予約成立）。
- ※日曜，休日は利用不可。キャンセル等の変更が生じた際は教室貸出担当へ報告すること。

—日吉キャンパス—

〔食堂棟1階・2階，第6校舎グリーンズテラス〕

食堂に直接相談・予約後，日吉学生部 学生生活担当窓口申請書を提出。

—矢上キャンパス—

〔生協食堂〕

生協食堂で予約をしたうえ，学生課学生生活担当窓口学内集会届を提出。具体的な内容については生協食堂と相談すること。キャンセルなど変更があった場合は速やかに学生課学生生活担当窓口まで連絡。

〔学生コミュニケーションルーム（創想館（14棟）1階）〕

使用時間 16：30～20：00

学生課学生生活担当で予約し，学内集会届を提出すること。利用には教員の同席が必要。キャンセル等の変更があった場合は速やかに学生課学生生活担当まで連絡。

—湘南藤沢キャンパス—

〔学生食堂（Σ館地下1階）〕

事務室学生生活担当窓口へ相談のこと。具体的な準備や料理等の相談は，事前に直接食堂へ。

—芝共立キャンパス—

〔学生ホール（食堂）〕

詳細は学生課学生生活担当へ確認のこと。

8. 学生団体ルーム（部室）の使用について

各キャンパス学生生活担当窓口にお問い合わせください。

9. 体育施設について

—湘南藤沢キャンパス—

〔グラウンド, 「館 (体育館), テニスコート等〕

事務室学生生活担当に問い合わせてください。

10. キャンパスへの車両入構について

塾生の車両入構は禁止されていますが、公認団体の活動で機材・資料の搬出入などに車両を使用せざるを得ない場合に限り、入構を認めています。各キャンパス担当窓口設置の所定用紙で入構 4 日前 (土・日・祝日、義塾が定める休日を除く。湘南藤沢キャンパスは1日前) までに申し込み、許可を得てください。その際、車種、車体の色、ナンバーを記入する必要があります。

11. 掲示物の掲出、印刷物配布などについて

事前に各キャンパス学生生活担当窓口にお問い合わせください。無断実施は一切認められません。

12. 学生団体宛郵便物の取り扱いについて

三田、日吉、信濃町、矢上、湘南藤沢の各キャンパス学生生活担当では、公認学生団体用のメールボックスを設置しています。各団体の担当者は、定期的に投函物を回収してください。

なお、芝共立キャンパスのメールボックスは、中央管理室 (3号館1階) に設置しています。

宅配便等の荷物の取り扱いについては、各キャンパス学生生活担当にお問い合わせください。

13. 各種証明書の発行について

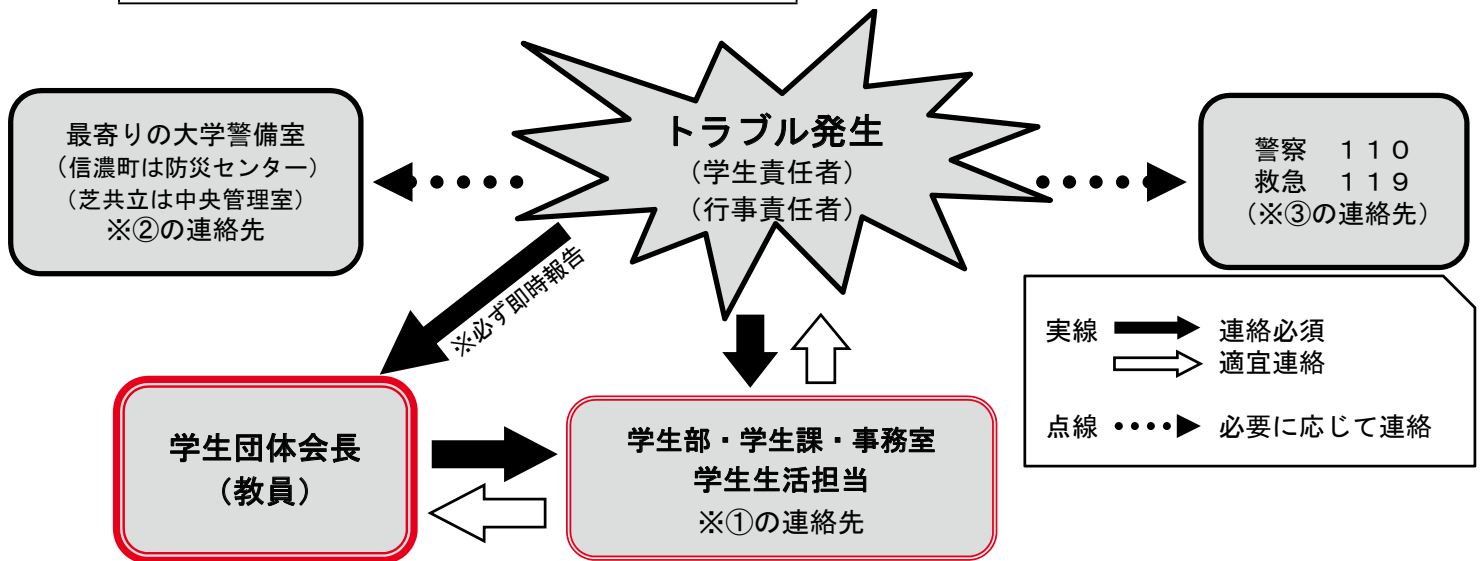
学生生活担当では、公認学生団体の希望により下記の証明書を発行・交付しています。学外のスポーツ・文教施設で利用料金割引や利用税の非課税措置を受ける場合、金融機関に団体の口座を開設する場合など、大学による証明が必要な際は窓口へ相談してください。

証明書	内容
公認学生団体証明書	義塾の公認学生団体であることを証明する書類。 「団体の身分証明書」に当たる。
ゴルフ場利用に関する証明書	ゴルフ場でのプレーを学校の教育活動として証明する書類。 ゴルフ場に提出することで、ゴルフ場利用税 (地方税) が非課税となる。 <u>交付対象はゴルフ部/ゴルフサークルのみ。</u> 地方税法の規定により、非課税となるのは正会員 (学部生)、準会員 (大学院生・通信教育課程生)、引率の教員 (塾外者不可) に限られ、特別会員 (塾員) は対象外。

上記はあくまでも「私文書」です。特に「公認学生団体証明書」の有効性は、受け取った側が判断するものですので、留意してください。

また、「ゴルフ場利用に関する証明書」は都道府県所定の書式で提出すべき場合があります。その際は当該書式を窓口を持参してください。

IV. 【重要】トラブル発生時の連絡体制



① 各キャンパス担当窓口（学生生活担当）

キャンパス	部署名	場所	連絡先（TEL）
三田	学生部 学生生活支援グループ	南校舎地下1階	03-5427-1568
日吉	日吉学生部 学生生活担当	独立館1階	045-566-1025
信濃町	学生課 学生生活担当	孝養舎1階	03-5363-3665
矢上	学生課 学生生活担当	25棟1階	045-566-1466
湘南藤沢	事務室 学生生活担当	A (アルファ) 館1階	0466-49-3408
芝共立	学生課 学生生活担当	1号館1階	03-5400-2683

② 各キャンパスの警備室

警備室等	連絡先（TEL）
三田警備室	03-5427-1699
日吉警備室	045-563-1115
信濃町防災センター	03-5315-4649
矢上警備室	045-566-1474
湘南藤沢北門警備室	0466-47-5114
湘南藤沢看護医療警備室	0466-49-6201
芝共立中央管理室	03-3434-6241

※万が一、事故等が発生した場合は、会長に報告して指示を仰ぐとともに、活動拠点を置いているキャンパスの学生生活担当まで必ず連絡してください。

学生生活担当に繋がらない場合は、最寄りの大学警備室（信濃町は防災センター、芝共立は中央管理室）まで、必要に応じて連絡してください。

③ 救急医療機関の案内

地域	名称	連絡先（TEL）
東京都内	救急相談センター*	#7119 携帯電話、PHS、プッシュ回線対応 または23区内：03-3212-2323, 多摩地区：042-521-2323
横浜市内	横浜市救急相談センター	#7119 または045-232-7119
藤沢市内	ふじさわ安心ダイヤル24	0120-26-0070

※（東京都内限定）#7119は救急車を呼ぶべきか判断に迷った時、24時間・年中無休で医師・看護師・救急隊経験者等の相談医療チームが救急相談・医療機関案内をしています。